

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都北区は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年12月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<p>生活保護法(「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」も含む)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談及び申請を受け、その困窮の程度に応じて生活、住宅、教育、医療、介護等の各扶助による保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護の実施 ②生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ③職権による生活保護の開始又は変更 ④生活保護の停止又は廃止 ⑤資料の提供等の求め ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧健康管理に関する事業の実施 ⑨生活保護に要する費用の返還 ⑩徴収金の徴収 ⑪医療扶助オンライン資格確認の事務
③システムの名称	生活保護システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、レセプト管理システム 医療扶助オンライン資格確認システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の23の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 【情報照会の根拠】 42の項 43の項 161の項 162の項 【情報提供の根拠】 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 2. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会の根拠】 第44条 第45条 第163条 第164条 【情報提供の根拠】 第15、16、20、22、30、39、42、44、45、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、163、164、169、170、171、172、173、174の条 3. 番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所福祉部生活福祉課庶務計画係(第三庁舎1階) 03-3908-1141
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		個人情報の管理の徹底のため相互内部監査を実施している。 職場内研修を隨時実施している。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

中間サーバーでの閲覧権限を係長級のみとしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活福祉課長 松田 秀行	生活福祉課長 濱崎 祥三	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年9月30日	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年4月1日	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年9月30日	平成29年9月30日	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	⑤資料の提供等の求め	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥生活保護に要する費用の返還	⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦徴収金の徴収	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新設)	⑧生活保護に要する費用の返還	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新設)	⑨徴収金の徴収	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15の項 第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う予定 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24条、第26条の4、第27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条、第59条の2、第59条の3	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課長 濱崎 祥三	生活福祉課長	事後	
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月30日	平成30年9月30日	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年9月30日	令和1年8月31日	事後	
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24条、第26条の4、第27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条、第59条の2、第59条の3	【情報提供の根拠】に、第13条を追加。	事後	
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年8月31日	令和2年8月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年8月31日	令和3年8月31日	事後	
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号	1.番号法第19条第8号	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和4年9月1日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部生活福祉課庶務計画係 (第三庁舎2階) 03-3908-1141	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所福祉部生活福祉課庶務計画係(第三 庁舎1階) 03-3908-1141	事後	
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年8月31日	令和4年7月31日	事後	
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年11月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年7月31日	令和5年7月31日	事後	
令和5年11月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年11月14日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ②事務の概要	⑧生活保護に要する費用の返還 ⑨徴収金の徴収	⑧健康管理に関する事業の実施 ⑨生活保護に要する費用の返還 ⑩徴収金の徴収	事後	
令和5年11月14日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	十分である	委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	改正番号法改正に伴う「3個人番号利用の法令上の根拠」	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の23の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条</p>	事後	
令和6年5月27日	改正番号法改正に伴う「4.情報提供ネットワークシステムの情報連携の法令上の根拠」	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二【情報照会の根拠】 26の項 【情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第19条 【情報提供の根拠】 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24条、第26条の4、第27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 【情報照会の根拠】 42の項 【情報提供の根拠】 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>2. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会の根拠】 第44条 【情報提供の根拠】 第15、16、20、22、30、39、42、44、45、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、169、170、171、172、173、174の条</p>	事後	
令和6年9月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年7月31日	令和6年8月31日	事後	
令和6年9月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談及び申請を受け、その困窮の程度に応じて生活、住宅、教育、医療、介護等の各扶助による保護を行う。 ①生活保護の実施 ②生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ③職権による生活保護の開始又は変更 ④生活保護の停止又は廃止 ⑤資料の提供等の求め ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧健康管理に関する事業の実施 ⑨生活保護に要する費用の返還 ⑩徴収金の徴収	生活保護法（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」も含む）に基づき、生活に困窮する世帯からの相談及び申請を受け、その困窮の程度に応じて生活、住宅、教育、医療、介護等の各扶助による保護を行う。 ①生活保護の実施 ②生活保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ③職権による生活保護の開始又は変更 ④生活保護の停止又は廃止 ⑤資料の提供等の求め ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧健康管理に関する事業の実施 ⑨生活保護に要する費用の返還 ⑩徴収金の徴収 ⑪医療扶助オンライン資格確認の事務	事後	
令和7年10月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	生活保護システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、レセプト管理システム	生活保護システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、レセプト管理システム 医療扶助オンライン資格確認システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 【情報照会の根拠】 42の項 【情報提供の根拠】 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>2. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会の根拠】 第44条 【情報提供の根拠】 第15、16、20、22、30、39、42、44、45、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、169、170、171、172、173、174の条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 【情報照会の根拠】 42の項 43の項 161の項 162の項 【情報提供の根拠】 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>2. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会の根拠】 第44条 第45条 第163条 第164条 【情報提供の根拠】 第15、16、20、22、30、39、42、44、45、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、163、164、169、170、171、172、173、174の条</p> <p>3. 番号法第19条第9号</p>	事後	
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年8月31日	令和7年10月31日	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	定期的な見直しに合わせて変更